



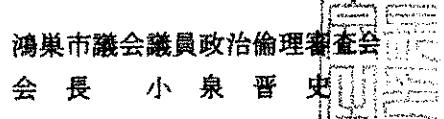
様式第8号(第11条関係)

鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書

鴻議政第10号

令和7年12月2日

鴻巣市議會議長 橋本 稔 様



令和7年5月21日付で調査請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1 請求内容

- (1) 審査対象議員 織田京子議員
- (2) 審査請求の疑義の内容 議長として知るに至った警察の捜査情報を、被疑者に伝えたこと
- (3) 審査請求の疑義の根拠 鴻巣市議會議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第6号

2 審査結果

- (1) 当該審査請求の適否について（条例第9条第1項第1号）
審査に適すると判断した。
- (2) 第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反する行為又は事実の有無について（条例第9条第1項第2号）
主な論点
 - ア 議長が被疑者に電話をかけた行為について、たとえ善意や仲間意識があったとしても、議長には守秘義務があるという点
 - イ 議長が警察からの照会について被疑者に伝えたか否かについて、証言が食い違つており、物的証拠もない点
 - ウ 議長が警察からの文書を確認した「同日」に電話をかけたことは本人も認めており、時期的な問題がある点
 - エ 市民に誤解を与える可能性がある行為であり、慎重さを欠いたと評価されるのではないかという点

慎重審議の結果、条例第4条第6号では「市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」と規定されていることから、本案件は、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為であり、条例第4条第6号に違反しているものと判断した。

(3) 違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員に対する措置について（条例第9条第1項第3号）

証拠書類がない、情報漏えいしたと思っていないため条例第9条第4項第1号、全く悪意があったわけではないとの主張ではあるが行為は認められるべきことではないことから条例第9条第4項第2号、審査請求代表者は、人を憎んでいる、恨んでいるわけでもないと言っていることから条例第9条第4項第1号及び第2号のいずれか、違反行為をしているのに善悪を理解していないため条例第9条第4項第4号が相当との意見があったが、採決の結果、条例第9条第4項第2号の措置に決定した。

鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果

1 審査会の設置

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、審査請求代表者金子雄一議員外11名の議員より鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の提出があり、同条例第8条の規定により、議長は、令和7年6月23日に審査会を設置し、次の6名の議員を審査会の委員に任命した。

田中 克美 議員
潮田 幸子 議員

大塚 佳之 議員
諏訪三津枝 議員

金澤孝太郎 議員
小泉 晋史 議員

2 審査の目的

織田京子議員が、議長として知るに至った警察の捜査情報を、被疑者に伝えたことについて、

(政治倫理基準)

- 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条第6号

市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

に抵触するかどうか審査をした。

3 審査の経過

【第1回審査会】

令和7年6月23日(月)、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規程第4条の規定により「会長・副会長の互選について」協議し、審査会の会長に小泉晋史委員、副会長に潮田幸子委員が互選された。

次に、「会議の公開・非公開について」、「審査請求内容の報告」、「今後の審査会日程(案)について」協議した。

【第2回審査会】

諸般の事情により延期していた審査会の活動の再開に目途がついたことから、令和7年9月3日(水)、全委員出席のもと第2回審査会を開催し、今後のスケジュール等について協議し、次回の開催日及び議題について協議した。

【第3回審査会】

令和7年9月19日(金)、全委員出席のもと第3回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、審査請求代表者から事情聴取・質疑応答を行った。審査請求代表者から提出された鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書及び同請求書の別紙の鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由について説明を受け、委員との質疑応答を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第1項第1号の規定による審査請求の適

否について審議を行い、当該事案については本審査会で審査するにあたり、審査に適すると判断した。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である織田京子議員から事情聴取・質疑応答を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、参考人として芝寄和好議員に出席を求め、意見聴取を行った。

【第4回審査会】

令和7年10月2日（木）、全委員出席のもと第4回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、参考人として、羽鳥 健議員、秋谷 修議員、竹田悦子議員に出席を求め、意見聴取を行った。

【第5回審査会】

令和7年10月16日（木）、全委員出席のもと第5回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、参考人として矢島洋文議員、潮田幸子議員、小泉晋史議員に出席を求め、意見聴取を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、審査請求代表者である金子雄一議員から事情聴取・質疑応答を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である織田京子議員より事情聴取・質疑応答を行った。

【第6回審査会】

令和7年11月6日（木）、全委員出席のもと第6回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第1項第2号の規定により、同条例第4条第6号に規定する政治倫理基準に違反する行為又は事実の有無について、審査を行い、審査請求書に記載のある違反行為に対して、審査会として、審査請求書、審査請求代表者、審査対象者、参考人からの事情聴取や意見聴取を踏まえて審査を行い、同号に違反しているとの結論に至った。

次に、違反しているとの結論を受け、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第1項第3号の違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員に対する措置について審査し、同条第4項第2号に規定する本会議における謝罪文の朗読に決定した。

【第7回審査会】

令和7年11月20日（木）、全委員出席のもと第7回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）、鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）及び本会議における謝罪文（案）について、各委員の意見を聞き、審査会としての意見をとりまとめ、鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書、鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果を本審査会の結果報告として議長へ提出することとなった。

4 審査の結果

(1) 当該審査請求の適否（条例第9条第1項第1号）

審査結果 ⇒ 審査に適すると判断

(2) 第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反する行為又は事実の有無（条例第9条第1項第2号）

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条第6号に違反しているものと判断

(3) 違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員に対する措置（条例第9条第1項第3号）

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第4項第2号の措置に決定